

◇ 預託金の切捨てと損益通算

Q : 私は会社員です。バブル時代に預託金500万円を払い込んで買ったゴルフ会員権を持っているのですが、そのゴルフ場の運営会社が民事再生法の適用を受け、今までどおりプレーは続けられるものの、預託金の8割は切り捨てられることとなりました。

私の場合、400万円が切り捨てられたわけですが、この損失は私の給与所得から差し引けますか。

A : 預託金の切捨てにより生じた損失は、給与所得から差し引くことはできません。

【解説】

所得税法上、不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得の計算上生じた損失の金額は、一定の順序にしたがって、他の各種所得との損益通算ができることとされています。つまり、損益通算ができるのは不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の赤字に限られているというわけです。

ご質問の場合、預託金が切り捨てられたということですが、こうした預託金の切り捨てによる損失はこれらの損失には該当せず、家事上の損失として取り扱われることとされています。

したがって、損益通算ができる損失ではありませんので、給与所得から差し引くことはできません。

なお、その会員権を実際に売却して損失が出たという場合には、その損失は譲渡損失ということになりますので、この場合には、他の所得と損益通算することができます。

